

指定管理者の導入状況

(1) 四日市市運動施設指定管理者

指定管理者名等	施設名
契約期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 名称：四日市市体育協会・四日市市シルバー人材センターグループ 構成団体：特定非営利活動法人四日市市体育協会 社団法人四日市市シルバー人材センター	中央緑地公園運動施設(6 施設)・霞ヶ浦緑地公園運動施設(7 施設)・三滝武道館・三滝相撲場・城北テニスコート・三滝テニスコート・松原テニスコート・北条野球場・松原野球場・鈴鹿川河原田野球場・垂坂ソフトボール場・鈴鹿川河原田ソフトボール場・鈴鹿川ガビーン・サッカー場・鈴鹿川グラウンドゴルフ場・垂坂サッカー場・楠中央緑地運動施設(3 施設)・温水プール・本郷河川敷グラウンド 計 32 施設

(2) 四日市ドーム指定管理者

指定管理者名等	施設名
契約期間：平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日 名称：トーエネックグループ 構成団体：株式会社トーエネック 新生ビルテクノ株式会社 シンコースポーツ株式会社	四日市ドーム

市営体育施設使用料一覧

四日市ドーム専用利用料金の上限額

種 類		基 本 使 用 料 (円)				
		午前 AM 9:00 ～ AM 12:00	午後 PM 1:00 ～ PM 4:30	夜間 PM 5:30 ～ PM 9:00	全日	AM 9:00 ～ PM 9:00
アリーナ	アスマチュアツ	入場料等を徴収しない場合	10,500	15,750	21,000	42,000
		入場料等を徴収する場合	42,000	63,000	84,000	168,000
	その他 の物	式典、講演会等	52,000	78,750	105,000	210,000
		展示会、見本市等	105,000	157,500	210,000	420,000
		プロ興行	210,000	315,000	420,000	840,000
会議室等	大 会 議 室	2,310	3,050	4,620	7,670	
	小 会 議 室	1,260	1,680	2,520	4,200	
	練 習 室	3,260	4,310	6,510	10,820	
	準 備 室	2,630	3,470	5,250	8,720	
	控 室 1	1,260	1,680	2,520	4,200	
	控 室 2	1,260	1,680	2,520	4,200	
備 考	土・日曜日、休日のアリーナ使用料は、基本使用料の2割増です。 準備・撤去のみのアリーナ使用料は、規定の2割減です。 アリーナは半面使用が可能です。使用料は規定の5割です。					

運動施設専用利用料金の上限度

施設名	使用区分 使用時間		アマチュア・スポーツ		アマチュア・スポーツ以外	
			入場料金の類を 徴しない場合	入場料金の類を 徴する場合	入場料金の類を 徴しない場合	入場料金の類を 徴する場合
中央緑地 体育館	午前	午前9時～正午	5,670円	12,600円	28,350円	円
	午後	午後1時～午後4時30分	8,510	18,900	42,530	
	夜間	午後5時30分～午後9時	11,340	25,200	56,700	
	全日	午前9時～午後9時	22,890	51,030	114,770	
中央緑地 第2体育館	午前	午前9時～正午	4,310	9,450	21,320	円
	午後	午後1時～午後4時30分	6,410	14,180	31,920	
	夜間	午後5時30分～午後9時	8,510	18,900	42,530	
	全日	午前9時～午後9時	17,220	38,330	86,100	
霞ヶ浦 体育館	午前	午前9時～正午	2,210	4,910	11,050	円
	午後	午後1時～午後4時30分	3,260	7,240	16,300	
	夜間	午後5時30分～午後9時	4,410	9,790	22,050	
	全日	午前9時～午後9時	8,820	19,580	44,100	
霞ヶ浦 弓道場	午前	午前9時～正午	1,470			
	午後	午後1時～午後4時30分	2,210			
	夜間	午後5時30分～午後9時	2,940			
	全日	午前9時～午後9時	5,880			
楠緑地多目的 運動場	午前9時～午後9時(4月1日～10月31日は午前6時～午後9時) 1時間につき		420	930	2,100	9,630
楠緑地体育館 アリーナ	午前9時～午後9時 全面1時間につき		900	2,000	4,500	20,650
楠緑地体育館 武道場	午前9時～午後9時 1時間につき		450	1,000	2,250	10,320
三滝武道館 柔道場・剣道場	午前	午前9時～正午	1,890	4,200	9,450	円
	午後	午後1時～午後5時	2,840	6,300	14,180	
	夜間	午後5時～午後9時	1時間につき1,050	8,400	18,900	
	全日	午前9時～午後9時	7,980	17,010	38,220	
三滝相撲場	午前	午前9時～正午	950			
	午後	午後1時～午後5時	1,420			
中央緑地 陸上競技場	午前	午前9時～正午	5,670	12,600	28,350	円
	午後	午後1時～午後5時	8,510	18,900	42,530	
	全日	午前9時～午後5時	12,710	28,350	63,740	
霞ヶ浦第1 野球場	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後9時) 2時間につき		3,150			
	午前	午前9時～正午				
	午後	午後1時～午後5時				
	夜間	午後5時～午後9時				
全日	午前9時～午後9時	51,030		12,600	28,350	157,500
室内練習場(1面)						
午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後9時) 1時間につき						
霞ヶ浦第2野球場 中央緑地野球場 松原野球場 北条野球場	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時、中央緑地野球場は午後9時まで) 2時間につき		1,890			

施設名	使用区分 使用時間		アマチュア・スポーツ		アマチュア・スポーツ以外	
			入場料金の類を 徴しない場合	入場料金の類を 徴する場合	入場料金の類を 徴しない場合	入場料金の類を 徴する場合
霞ヶ浦 サッカー場	午前	午前9時～正午	1,580円			
	午後	午後1時～午後5時	2,310			
	夜間	午後6時～午後9時	1,580			
	午前6時～午前8時(4月1日～10月31日に限る) 1時間につき		530			
三滝テニスコート	午前6時～午後9時(12月1日～2月末日は午前7時～午後9時) 1面1時間につき		500			
城北テニスコート	午前7時～午後6時(12月1日～2月末日は午前7時～午後5時) 1面1時間につき		500			
松原テニスコート	午前	午前9時～正午	1面につき 1,470			
	午後	午後1時～午後5時	1面につき 2,210			
	全日	午前9時～午後5時	1面につき 3,260			
楠緑地 テニスコート	午前6時～午後9時(12月1日～2月末日は午前7時～午後9時) 1面1時間につき		500			
霞ヶ浦プール 中央緑地水泳 競技場	午前9時～午後7時(霞ヶ浦プールは午後5時まで) 1時間につき		50m プール 3,150 その他のプール 1,890			
温水プール	午前9時～正午 1時間につき		7,560			
霞ヶ浦 運動用舟艇場 (艇庫及び係留施設)	1ヶ月1艇につき (歴月をもって計算し、端数のある場合は、1ヶ月とする。)		艇庫内 3,780 屋外 1,580 係留施設 艇長9m未満 7,880 艇長9m以上 10,500			
鈴鹿川ラグビー ・サッカー場 鈴鹿川グラウンド ゴルフ場	午前	午前9時～正午	1,050			
	午後	午後1時～午後5時	1,580			
	午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時(4月1日～10月31日に限る) 1時間につき		320			
鈴鹿川河原田 野球場 ソフトボール場 垂坂 ソフトボール場	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時) 1面2時間につき		840			
垂坂 サッカー場	午前	午前9時～正午	1面につき 1,260			
	午後	午後1時～午後5時	1面につき 1,680			
	午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時(4月1日～10月31日に限る) 1面1時間につき		420			
本郷河川敷 グラウンド	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時) 1面1時間につき		320			

市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び心身障害者団体は半額。

個人利用料金の上限額

(イ) 個人使用券・普通使用券

施設名 使用時間		使用区分	
		一 般	中学生以下
四日市ドーム アリーナ	午前9時～午後9時	(2時間以内) 420 円	(2時間以内) 210 円
中央緑地体育館 中央緑地第2体育館 中央緑地トレーニング場	午前9時～午後9時	(2時間以内) 210	(2時間以内) 100
中央緑地陸上競技場	午前9時～日没		
松原テニスコート	午前9時～午後5時		
霞ヶ浦プール	午前10時～午後5時		
中央緑地水泳競技場	午前10時～午後7時		
温水プール	午後1時～午後8時	420	120
三滝武道館 楠緑地体育館	午前9時～午後9時	(2時間以内) 210	(2時間以内) 100

いずれも指定管理者が定める一般公開日の利用に限る。

(ロ) 回数使用券

種別	使用区分	
	一 般	中学生以下
温水プール回数使用券(6枚綴り、有効期間6ヶ月)	2,100 円	600 円
共通回数使用券(12枚綴り、有効期間6ヶ月) (中央緑地体育館、中央緑地第2体育館、中央緑地トレーニング場、中央緑地陸上競技場、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、中央緑地水泳競技場、三滝武道館及び楠緑地体育館) 1回の使用は、2時間以内とする。	2,100	1,000

(イ)(ロ)とも、市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳等を提示した場合に限り半額。